

令和7年度戦略的MICE誘致促進事業
コングレスバッグ製作業務
仕様書

1. 件名

「コングレスバッグ製作業務」（以下「本業務」という。）

2. 目的

MICE を開催する主催者、参加者および MICE プランナーに対し沖縄 MICE ブランドの浸透を図ることの PR を目的にコングレスバッグの提供を行う。本品の配布については、コンベンション主催者、MICE 商談会やセミナーへの出展参加等セールス活動にて行う。

3. 契約期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）迄

4. 委託内容コングレスバッグ製作業務

- (1) 枚 数：20,000 枚
- (2) 本 体：幅 280mm × 高さ 350mm × マチ 70mm
- (3) 持 ち 手：370mm、幅 25mm
- (4) 材 質：再生不織布
- (5) カ ラ ー：ディープブルー
- (6) 印 刷：片面1色
- (7) デザイン：OCVBよりイラストレータ形式のデータを提供

5. 成果物

コングレスバッグ 20,000 枚

6. 納品場所

OCVB 本社又は那覇市内指定倉庫

7. 契約不適合責任

- (1) 引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- (2) 前項の場合において、不相当な負担を課するものでないときは、請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- (3) 第1項の場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間

内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- ①履行の追完が不能であるとき。
- ②履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- ③成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- ④前三号に掲げる場合のほか、この項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

8. 著作権・特許等

- (1) 受託事業者は、本業務で作成された成果物に関し、すべての著作権（財産権）を、OCVB に無償で譲渡するものとする。ただし、委託前から受託事業者の構成者が権利を有する著作物及び第三者が権利を有する著作物を利用する場合は事前に OCVB の承諾を得るものとする。
- (2) 受託事業者は、OCVB の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 20 条に規定されている権利を行使することができない。
- (3) 本業務の成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については、訴訟費用を含めすべて受託事業者において責任を負うものとする。
- (4) 著作権法上、上記条件を満たさないデータの使用は禁ずる。

9. 再委託について

(1) 一括再委託の禁止について

本業務の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ OCVB が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ①契約金額の 50 %を超える業務
- ②企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限について

指名停止措置を受けていた者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委託し、又は請負わせることはできない。

以上